

令和7年第1回定例会提出予定議案の説明資料

議案 番号	件名	担当部課	頁
1	柏市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について	市民生活部 市民課	1
2	柏市個人番号利用及び特定個人情報提供条例の一部を改正する条例の制定について	企画部 DX推進課	2
3	柏市職員勤務時間条例の一部を改正する条例の制定について	総務部 人事課	4
4	柏市職員公益的法人等派遣等条例の一部を改正する条例の制定について	総務部 人事課	5
5	柏市非常勤特別職職員報酬等支給条例の一部を改正する条例の制定について	消防局 消防団課	6
6	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	総務部 行政課	7
7	柏市一般職職員給与条例及び柏市企業職員給与条例の一部を改正する条例の制定について	総務部 人事課給与厚生室 上下水道局 総務課	8
8	柏市職員退職手当条例の一部を改正する条例の制定について	総務部 人事課給与厚生室	10
9	柏市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について	財政部 財政課	11
10	柏市土地開発基金条例の一部を改正する条例の制定について	財政部 財政課	12
11	柏市近隣センター条例の一部を改正する条例の制定について	市民生活部 市民活動支援課	13
12	柏市災害弔慰金等条例の一部を改正する条例の制定について	福祉部 福祉政策課	14
13	柏市保健センター条例の一部を改正する条例の制定について	健康医療部 健康増進課	15
14	柏市立図書館条例の一部を改正する条例の制定について	生涯学習部 図書館	16
15	柏市特定児童福祉施設設備運営基準条例等の一部を改正する条例の制定について	こども部 保育運営課 こども福祉課	17
16	柏市幼保連携型認定こども園設備運営基準条例の一部を改正する条例の制定について	こども部 保育運営課	18
17	柏市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	都市部 建築指導課 宅地課	19
18	柏市土砂等埋立て等規制条例の一部を改正する条例の制定について	環境部 産業廃棄物対策課	21
19	柏市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について	上下水道局 総務課	22
20	工事の請負契約の変更契約の締結について（ウェルネス柏外装改修工事）	健康医療部 総務企画課	23
21	「工事の請負契約の締結について」の一部変更について（柏市立田中中学校校舎増築等工事（建築工事））	教育総務部 教育施設課	24

議案 番号	件名	担当部課	頁
22	「工事の請負契約の締結について」の一部変更について（柏市立田中中学校校舎増築等工事（電気設備工事））	教育総務部 教育施設課	25
23	「工事の請負契約の締結について」の一部変更について（柏市立田中中学校校舎増築等工事（機械設備工事））	教育総務部 教育施設課	26
24	工事の請負契約の締結について（柏市立大津ヶ丘中学校屋内運動場長寿命化改良工事（建築工事））	教育総務部 教育施設課	27
25	包括外部監査契約の締結について	企画部 D X 推進課	28
26	財産の取得について（災害用トイレカー）	危機管理部 防災安全課	29
27	財産の取得について（中学校教師用指導書等（その１））	学校教育部 指導課	30
28	財産の取得について（中学校教師用指導書等（その２））	学校教育部 指導課	31
29	財産の取得について（こんぶくろ池公園用地）	都市部 公園緑地課	32
30	訴えの提起について	財政部 債権管理課	33
31	和解及び損害賠償の額の決定について	土木部 交通政策課自転車対策室	34
32	柏市土地開発公社の解散について	財政部 財政課	36
33	市道路線の認定について	土木部 道路総務課	37
34	市道路線の廃止について	土木部 道路総務課	37
35	専決処分について（令和６年度柏市一般会計補正予算（第７号））	財政部 財政課	38
36	令和６年度柏市一般会計補正予算について（第８号）	財政部 財政課	38
37	令和６年度柏市国民健康保険事業特別会計補正予算について（第２号）	財政部 財政課	38
38	令和６年度柏市介護老人保健施設事業特別会計補正予算について（第２号）	財政部 財政課	39
39	令和６年度柏市介護保険事業特別会計補正予算について（第２号）	財政部 財政課	39
40	令和６年度柏市柏都市計画事業北柏駅北口土地区画整理事業特別会計補正予算について（第３号）	財政部 財政課	39
41	令和６年度柏市水道事業会計補正予算について（第１号）	財政部 財政課	40
42	令和６年度柏市下水道事業会計補正予算について（第３号）	財政部 財政課	40
43	令和７年度柏市一般会計予算について	財政部 財政課	41
44	令和７年度柏市国民健康保険事業特別会計予算について	財政部 財政課	41
45	令和７年度柏市公設総合地方卸売市場事業特別会計予算について	財政部 財政課	41

議案 番号	件名	担当部課	頁
46	令和7年度柏市介護老人保健施設事業特別会計予算について	財政部 財政課	42
47	令和7年度柏市介護保険事業特別会計予算について	財政部 財政課	42
48	令和7年度柏市柏都市計画事業北柏駅北口土地区画整理事業特別会計予算について	財政部 財政課	42
49	令和7年度柏市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算について	財政部 財政課	43
50	令和7年度柏市後期高齢者医療事業特別会計予算について	財政部 財政課	43
51	令和7年度柏市病院事業会計予算について	財政部 財政課	44
52	令和7年度柏市水道事業会計予算について	財政部 財政課	45
53	令和7年度柏市下水道事業会計予算について	財政部 財政課	46
54	柏市地域型保育事業設備運営基準条例及び柏市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業運営基準条例の一部を改正する条例の制定について	こども部 保育運営課	47
55	財産の取得について（柏市立柏第三小学校給食用備品）	教育総務部 学校給食課	49

議案第 1 号 柏市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 1 号は、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づき印鑑登録事務に係る情報システムの標準化を実施するための印鑑登録原票の調製方法の変更等を行うため、柏市印鑑条例の一部を改正しようとするものです。

主な内容は、次のとおりです。

- 1 印鑑登録原票に登録する事項及び印鑑登録証明書に記載する事項から性別を除くこと（旧第 6 条第 1 項第 5 号及び旧第 11 条第 1 項第 3 号関係）。
- 2 印鑑登録原票は、印影を含めて磁気ディスクをもって調製するものとする（第 6 条第 2 項関係）。
- 3 この条例は、公布の日から施行すること。ただし、2 は、令和 7 年 4 月 1 日から施行すること。

議案第 2 号 柏市個人番号利用及び特定個人情報提供条例の一部を改正する
条例の制定について

議案第 2 号は、小児慢性特定疾病児童等に対する日常生活用具の給付に関する事務等を個人番号を利用することができる事務に追加すること等を行うため、柏市個人番号利用及び特定個人情報提供条例の一部を改正しようとするものです。

主な内容は、次のとおりです。

- 1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 9 条第 2 項の規定により個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる事務として、次の表の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務であって規則で定めるものを追加すること（第 3 条第 1 項第 1 号及び別表第 1 関係）。

機関	事務
市長	小児慢性特定疾病児童等に対する日常生活用具の給付に関する事務
	柏市重度心身障害者医療費の支給に関する条例に基づく重度心身障害者の医療費の支給に関する事務
	精神障害者の入院加療に係る医療費の助成に関する事務
	心身障害者等の福祉タクシーの利用に係る運賃等の助成に関する事務
	心身障害者の使用に係る自動車の燃料費の助成に関する事務
	軽度中等度難聴児の補聴器の購入に係る費用の助成に関する事務
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 77 条に規定する地域生活支援事業として実施する地域生活支援サービスに係る給付費の支給に関する事務
	障害者等の日常生活用具の購入に係る費用の助成に関する事務
	介護保険法による指定居宅サービス等の利用者負担に係る助成に関する事務
	認可外保育施設の利用者に対する扶助費の支給に関する事務
	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務

教育委員会	特別支援学級に在籍する児童生徒等の就学の援助に係る奨励費の支給に関する事務
	学校教育法第19条の規定により実施する就学の援助に関する事務
	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務

- 2 1の表に掲げる事務（住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務を除く。以下同じ。）であって規則で定めるものを処理するために必要な限度で市長が利用することができる特定個人情報（市長が保有するものに限る。）を定めること（第3条第2項及び別表第2関係）。
- 3 1の表に掲げる事務であって教育委員会規則で定めるものを処理するために必要な限度で教育委員会が市長に提供を求めることができる特定個人情報を定めること（第4条第1項第2号及び別表第3関係）。
- 4 この条例は、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において規則で定める日から施行すること。

議案第 3 号 柏市職員勤務時間条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 3 号は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴い、育児を行う職員の時間外勤務の免除の制度に係る当該職員が養育する子の年齢に係る要件を改めるとともに、仕事と介護との両立に資する制度の周知等勤務環境の整備に関する措置を講じるため、柏市職員勤務時間条例の一部を改正しようとするものです。

主な内容は、次のとおりです。

1 育児を行う職員の時間外勤務の免除に係る対象となる子の範囲の拡大（第 4 条の 2 の 4 第 1 項関係）

育児を行う職員がその子を養育するため請求をした場合に当該職員に時間外勤務をさせないこととする制度において、その対象となる子の範囲を 3 歳に満たない子から小学校就学の始期に達するまでの子に拡大すること。

2 配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等（第 1 2 条関係）

任命権者は、職員が配偶者等が介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下「介護両立支援制度等」という。）等を知らせるとともに、当該職員の意向を確認するための措置を講じなければならないこと。

3 介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置（第 1 3 条関係）

任命権者は、介護両立支援制度等に係る職員からの請求等が円滑に行われるようにするため、職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施その他の勤務環境の整備に関する措置を講じなければならないこと。

4 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行すること。

議案第 4 号 柏市職員公益的法人等派遣等条例の一部を改正する条例の制定 について

議案第 4 号は、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律に基づき、特定法人の業務に従事させるための職員の派遣に関し必要な事項を定めるため、柏市職員公益的法人等派遣等条例の一部を改正しようとするものです。

主な内容は、次のとおりです。

- 1 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（以下「法」という。）第 10 条第 1 項に規定する株式会社（以下「特定法人」という。）は、本市が出資している株式会社であって、その業務の全部又は一部が地域の振興、住民の生活の向上その他公益の増進に寄与するとともに本市の事務又は事業と密接な関連を有するものであり、かつ、本市がその施策の推進を図るために人的援助を行うことが必要であるもののうち規則で定めるものとする（第 10 条関係）。
- 2 法第 10 条第 1 項の規定により特定法人の業務に従事するよう求める任命権者の要請に応じて退職し、引き続き当該特定法人に在職した者（以下「退職派遣者」という。）が、当該特定法人の業務に従事すべき期間を満了した場合等において、当該期間に法令の規定に違反したことにより当該退職派遣者が引き続き職員として在職したものとみなしたならば懲戒免職の処分を行うことが適当と認められるときには、当該退職派遣者を職員として採用しないこと（第 13 条関係）。
- 3 退職派遣者が法第 10 条第 1 項の規定により職員として採用された場合における給与等に関する処遇及び同項の規定により採用された職員が退職した場合の退職手当の取扱いについて、部内の職員との均衡を失することのないよう必要な措置を講じるものとする（第 15 条から第 18 条まで関係）。
- 4 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行すること。

議案第 5 号 柏市非常勤特別職職員報酬等支給条例の一部を改正する条例の
制定について

議案第 5 号は、消防団員の報酬の額を改めるため、柏市非常勤特別職職員報酬等支給条例の一部を改正しようとするものです。

主な内容は、次のとおりです。

- 1 消防団員の報酬の額を次のとおり改めること（別表第 1 第 1 5 号から第 2 3 号まで、第 2 4 号の 2 及び第 2 4 号の 3 関係）。

	職名	支給 区分	報酬額	
			改正前	改正後
1	消防団長	年額	1 2 6 , 5 0 0 円	1 4 0 , 0 0 0 円
2	消防団副団長	年額	8 7 , 0 0 0 円	1 1 0 , 0 0 0 円
3	消防団方面隊長	年額	6 6 , 5 0 0 円	9 5 , 0 0 0 円
4	消防団副方面隊長	年額	5 4 , 5 0 0 円	8 5 , 0 0 0 円
5	消防団分団長	年額	5 4 , 5 0 0 円	7 8 , 0 0 0 円
6	消防団副分団長	年額	4 8 , 0 0 0 円	5 7 , 0 0 0 円
7	消防団部長	年額	4 3 , 0 0 0 円	4 8 , 0 0 0 円
8	消防団班長	年額	3 8 , 5 0 0 円	4 3 , 0 0 0 円
9	消防団員	年額	3 6 , 5 0 0 円	4 0 , 0 0 0 円
1 0	訓練に出動した 1 から 9 までに掲げ る職員	1 回 当 た り	3 , 5 0 0 円	6 , 0 0 0 円以内 で任命権者が定め る額
1 1	水火災及び地震等 の災害並びに訓練 以外の出動をした 1 から 9 までに掲 げる職員	1 回 当 た り	2 , 5 5 0 円	3 , 2 0 0 円

- 2 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行すること。

議案第 6 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

議案第 6 号は、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例の整理を行うため、柏市一般職職員給与条例ほか 11 条例の一部を改正しようとするものです。

主な内容は、次のとおりです。

- 1 次に掲げる条例の人の資格に関する規定中、禁錮を拘禁刑に改めること。
 - (1) 柏市一般職職員給与条例（改正条例第 1 条関係）
 - (2) 柏市職員退職手当条例（改正条例第 2 条関係）
 - (3) 柏市消防団員退職報償金条例（改正条例第 3 条関係）
 - (4) 柏市公設総合地方卸売市場業務条例（改正条例第 11 条関係）
- 2 次に掲げる条例の罰則に関する規定中、懲役を拘禁刑に改めること。
 - (1) 柏市ラブホテル建築規制条例（改正条例第 4 条関係）
 - (2) 柏市環境保全条例（改正条例第 5 条関係）
 - (3) 柏市行政不服及び情報公開・個人情報保護審議会条例（改正条例第 6 条関係）
 - (4) 柏市産業廃棄物不適正処理防止条例（改正条例第 7 条関係）
 - (5) 柏市浄化槽保守点検業者登録条例（改正条例第 8 条関係）
 - (6) 柏市土砂等埋立て等規制条例（改正条例第 9 条関係）
 - (7) 柏市硫酸ピッチ生成禁止条例（改正条例第 10 条関係）
 - (8) 柏市個人情報の保護に関する法律施行条例（改正条例第 12 条関係）
- 3 この条例は、刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 67 号）の施行の日（令和 7 年 6 月 1 日）から施行すること。

議案第 7 号 柏市一般職職員給与条例及び柏市企業職員給与条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 7 号は、国家公務員の給与改定に準じ、扶養手当及び管理職員特別勤務手当に係る支給要件の改定、定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員への住居手当の支給等を行うため、柏市一般職職員給与条例及び柏市企業職員給与条例の一部を改正しようとするものです。

主な内容は、次のとおりです。

1 柏市一般職職員給与条例の一部改正（改正条例第 1 条関係）

- (1) 扶養手当について、配偶者に係る扶養手当を廃止するとともに、子に係る扶養手当の月額を 13,000 円に改定すること（第 10 条第 1 項から第 3 項まで関係）。
- (2) 通勤手当について、通勤手当の支給限度額を 1 か月当たり 150,000 円とするとともに、通勤のため新幹線鉄道等を利用してその利用に係る特別料金等を負担することを常例とする職員に係る通勤手当の支給要件を改めること（第 12 条第 2 項から第 5 項まで関係）。
- (3) 単身赴任手当について、新たに給料表の適用を受ける職員となった者をその支給対象者とする（第 12 条の 2 第 3 項関係）。
- (4) 管理職員特別勤務手当について、平日の深夜（午後 10 時から午前 0 時までをいう。）をその支給対象とする時間帯に加えること（第 20 条の 2 第 2 項関係）。
- (5) 定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員について、住居手当を支給すること（第 24 条の 3 関係）。

2 柏市企業職員給与条例の一部改正（改正条例第 2 条関係）

- (1) 扶養手当について、配偶者に係る扶養手当を廃止すること（第 6 条第 2 項関係）。
- (2) 管理職員特別勤務手当について、平日の深夜（午後 10 時から午前 0 時までをいう。）をその支給対象とする時間帯に加えること（第 12 条の 2 第 2 項関係）。
- (3) 定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員について、住居手当を支給すること（第 18 条の 2 関係）。

3 施行期日等

- (1) この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行すること。

- (2) 柏市一般職職員給与条例の適用を受ける職員について、令和8年3月31日までの間においては、1（1）にかかわらず、行政職給料表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が7級以下であるもの等に対して配偶者に係る扶養手当を支給するほか、子に係る扶養手当の月額を11,500円とする特例を定めること。また、柏市企業職員給与条例の適用を受ける職員についても同様の特例を定めること（改正条例附則第2項及び第3項関係）。
- (3) 柏市一般職職員給与条例の改正に伴い、パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償に関し同条例の規定を準用している柏市会計年度任用職員給与等条例について所要の改正を行うこと（改正条例附則第6項関係）。

議案第 8 号 柏市職員退職手当条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 8 号は、雇用保険法の改正に伴い、失業者の退職手当に係る支給内容の変更等を行うため、柏市職員退職手当条例の一部を改正しようとするものです。

主な内容は、次のとおりです。

- 1 雇用保険法の規定による就業促進手当の支給の条件に従い支給する退職手当の支給対象者について、同法の改正により就業促進手当の支給対象者から安定した職業以外の職業に就いた者が除かれることから、同様の改正を行うこと（第 10 条第 11 項第 4 号及び第 14 項関係）。
- 2 雇用保険法の規定による地域延長給付の支給の条件に従い支給する退職手当について、令和 7 年 3 月 31 日までとされた地域延長給付の実施期間が同法の改正により 2 年延長されたことから、同様の改正を行うこと（附則第 15 項関係）。
- 3 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行すること。

議案第 9 号 柏市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 9 号は、学校給食センター事業特別会計を廃止するため、柏市特別会計条例の一部を改正しようとするものです。

主な内容は、次のとおりです。

- 1 学校給食センター事業特別会計を廃止すること（旧第 1 条第 7 号関係）。
- 2 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行すること。

議案第 10 号 柏市土地開発基金条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 10 号は、柏市土地開発基金に属する現金の処分に係る規定を設けること等を行うため、柏市土地開発基金条例の一部を改正しようとするものです。

主な内容は、次のとおりです。

- 1 柏市土地開発基金（以下「基金」という。）に属する現金の柏市土地開発公社への貸付けに係る規定を削除すること（旧第 3 条の 2 第 1 項関係）。
- 2 市長は、財政上必要があると認めるときは、予算の定めるところにより、基金に属する現金の一部を処分することができることとすること（第 7 条第 1 項関係）。
- 3 この条例は、公布の日から施行すること。

議案第 1 1 号 柏市近隣センター条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 1 1 号は、柏市沼南近隣センターの位置並びに施設及び当該施設に係る使用料の額を改めるため、柏市近隣センター条例の一部を改正しようとするものです。

主な内容は、次のとおりです。

- 1 柏市沼南近隣センターの位置を次のとおり改めること（別表第 1 関係）。

改正前	改正後
柏市大島田 4 4 0 番地 1	柏市大島田 2 1 番地 2

- 2 柏市沼南近隣センターの施設及び当該施設に係る使用料の額を次のとおりとすること（別表第 2 第 1 項関係）。

施設		使用料の額（円） （1 単位（4 時間）当たり）
会議室 A		8 1 0
会議室 B		4 3 0
会議室 C		4 5 0
会議室 A・B		1, 2 4 0
会議室 B・C		8 8 0
会議室 A・B・C		1, 6 9 0
会議室 D		8 6 0
会議室 E		5 1 0
多目的室		1, 1 2 0
沼南庁舎	5 0 1 会議室	1, 5 6 0
	5 0 2 会議室	4 0 0
	5 0 3 会議室	3 9 0
	5 0 4 会議室	1 8 0
	大会議室	2, 6 4 0

- 3 この条例は、公布の日から起算して 9 月を超えない範囲内で規則で定める日から施行すること。

議案第 12 号 柏市災害弔慰金等条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 12 号は、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するための柏市災害弔慰金等支給審査会を設置するため、柏市災害弔慰金等条例の一部を改正しようとするものです。

主な内容は、次のとおりです。

- 1 災害弔慰金の支給等に関する法律第 18 条の規定により、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、柏市災害弔慰金等支給審査会（以下「審査会」という。）を置くこと（第 16 条第 1 項関係）。
- 2 審査会は、委員 10 人以内をもって組織すること（第 16 条第 2 項関係）。
- 3 委員は、医師、弁護士その他市長が認める者のうちから、市長が委嘱し、又は任命すること（第 16 条第 3 項関係）。
- 4 委員の任期は、3 年以内とすること（第 16 条第 4 項関係）。
- 5 施行期日等
 - (1) この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行すること。
 - (2) 柏市非常勤特別職職員報酬等支給条例の一部改正（改正附則第 2 項関係）
災害弔慰金等支給審査会委員の報酬は、日額で 27,000 円とすること（別表第 1 第 42 号の 3 関係）。

議案第 13 号 柏市保健センター条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 13 号は、柏市沼南保健センターを廃止するため、柏市保健センター条例の一部を改正しようとするものです。

内容は、次のとおりです。

- 1 柏市沼南保健センターを廃止すること（第 2 条関係）。
- 2 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行すること。

議案第 14 号 柏市立図書館条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 14 号は、柏市立図書館沼南分館の位置を改めるため、柏市立図書館条例の一部を改正しようとするものです。

内容は、次のとおりです。

- 1 柏市立図書館沼南分館の位置を次のとおり改めること（第 2 条第 2 項関係）。

改正前	改正後
柏市大島田 4 4 0 番地 1	柏市大島田 4 8 番地 1

- 2 この条例は、公布の日から起算して 6 月を超えない範囲内で教育委員会規則で定める日から施行すること。

議案第 15 号 柏市特定児童福祉施設設備運営基準条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第 15 号は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の改正に伴い、保育所の設備の基準の特例等に係る規定について、栄養士でない管理栄養士も当該規定の対象となるよう所要の改正を行うため、柏市特定児童福祉施設設備運営基準条例ほか 2 条例の一部を改正しようとするものです。

内容は、次のとおりです。

- 1 柏市特定児童福祉施設設備運営基準条例の一部改正（改正条例第 1 条関係）
満 3 歳以上の幼児に対する食事の提供を保育所外で調理し搬入する方法により行う際に求めている「栄養士による必要な配慮」について、「栄養士又は管理栄養士による必要な配慮」とすること（第 35 条第 2 項関係）。
- 2 柏市地域型保育事業設備運営基準条例の一部改正（改正条例第 2 条関係）
地域型保育事業者の利用乳幼児に対する食事の提供を地域型保育事業所以外の施設で調理し搬入する方法により行う際に求めている「栄養士による必要な配慮」について、「栄養士又は管理栄養士による必要な配慮」とすること（第 17 条第 1 項第 2 号関係）。
- 3 柏市女性自立支援施設設備運営基準条例の一部改正（改正条例第 3 条関係）
女性自立支援施設に置くべき職員として定めている「栄養士」について、「栄養士若しくは管理栄養士」とすること（第 10 条第 1 項第 3 号関係）。
- 4 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行すること。

議案第 16 号 柏市幼保連携型認定こども園設備運営基準条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 16 号は、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の改正に伴い、幼保連携型認定こども園の職員配置に係る特例期間を延長するため、柏市幼保連携型認定こども園設備運営基準条例の一部を改正しようとするものです。

内容は、次のとおりです。

- 1 幼保連携型認定こども園に配置すべき職員の数に算入することができる副園長又は教頭の資格要件に係る特例措置を 2 年間延長すること（附則第 3 条関係）。
- 2 この条例は、公布の日から施行すること。

議案第 17 号 柏市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 17 号は、建築基準法の改正に伴う建築確認の申請等に係る手数料の額の改定、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の改正に伴う建築物の住宅部分に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る手数料の制定、宅地造成等規制法の改正に伴う宅地造成等に関する工事の許可の申請等に係る手数料の額の改定等を行うため、柏市手数料条例の一部を改正しようとするものです。

主な内容は、次のとおりです。

- 1 建築基準法の改正に伴い、次に掲げる対象事務に係る手数料の額を改定すること（別表第 2 項の表 2 の項、2 の 2 の項、5 の項、5 の 2 の項、6 の項、6 の 2 の項、9 の項及び 9 の 2 の項関係）。
 - (1) 建築物の建築等の工事に係る計画の確認の申請又は通知に対する審査
 - (2) 建築物の建築等の工事の完了に係る検査
 - (3) 建築物の建築等の工事のうち特定工程に係るものの終了に係る検査
- 2 宅地造成等規制法の改正に伴い、（1）に掲げる対象事務に係る手数料の額を改定し、及び（2）から（5）までに掲げる対象事務に係る手数料を設けること（別表第 2 項の表 5 3 の項、5 3 の 2 の項、5 3 の 3 の項、5 3 の 4 の項及び 5 3 の 5 の項関係）。
 - (1) 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可の申請に対する審査
 - (2) 土石の堆積に関する工事の許可の申請に対する審査
 - (3) 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の計画の変更の許可の申請に対する審査
 - (4) 土石の堆積に関する工事の計画の変更の許可の申請に対する審査
 - (5) 宅地造成又は特定盛土等に関する工事のうち特定工程に係るものの終了に係る検査
- 3 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の改正に伴い、建築物の建築の工事のうち建築物の住宅部分及び床面積の合計が 300 平方メートル未満の非住宅部分に係るものについてのエネルギー消費性能適合性判定の審査に係る手数料を設けること（別表第 2 項の表 6 6 の 2 の項関係）。
- 4 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の改正等に伴い、評価方法が仕様・計算併用法である場合における低炭素化のための建築物の新築等の計画及び建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査に係

る手数料の額を定めること（別表第２項の表６５の１９の項及び６６の２の４の項関係）。

- ５ この条例は、令和７年４月１日から施行すること。ただし、２は、同年５月２６日から施行すること。

議案第 18 号 柏市土砂等埋立て等規制条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 18 号は、一時堆積事業に係る埋立事業の許可の期間、埋立事業の許可の基準等を改めるため、柏市土砂等埋立て等規制条例の一部を改正しようとするものです。

主な内容は、次のとおりです。

- 1 埋立事業の許可（以下「埋立事業許可」という。）の期間は、3 年（一時堆積事業に係る埋立事業許可にあつては、5 年）以内とすること（第 9 条第 2 項関係）。
- 2 埋立事業許可を受ける場合において、埋立事業場の区域に現場事務所を設置することを要しないこととすること（第 13 条第 1 項第 4 号関係）。
- 3 一時堆積事業に係る埋立事業許可を受ける場合において、埋立事業に使用される土砂等の発生場所ごとに当該土砂等を区分するため必要な措置が講じられていることを要しないこととすること（旧第 13 条第 2 項第 4 号関係）。
- 4 埋立事業を行う期間に係る埋立事業許可の変更の許可は、一時堆積事業に係る埋立事業許可を受けていた者のうち規則で定めるものに対して行う場合を除き、1 の期間を超えて行うことはできないこととすること（第 14 条第 2 項関係）。
- 5 この条例は、令和 7 年 5 月 26 日から施行すること。

議案第 19 号 柏市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 19 号は、水道法施行令及び水道法施行規則の改正に伴い、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準を改めるため、柏市水道事業給水条例の一部を改正しようとするものです。

主な内容は、次のとおりです。

1 布設工事監督者の資格基準の見直し（第 44 条関係）

- (1) 布設工事監督者の資格基準のうち実務経験年数について、工業用水道、下水道、道路又は河川に関する技術上の実務に従事した経験年数を算入することができることとするとともに、当該実務経験年数の 2 分の 1 以上の年数は水道に関する実務上の経験に従事していることを要するものとする。
- (2) 布設工事監督者の資格基準のうち大学等で履修した学科又は課程について、機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに相当する学科若しくは課程を加えること。
- (3) 布設工事監督者の資格基準に、1 級土木施工管理技術検定に合格し、3 年以上水道等（水道、工業用水道、下水道、道路又は河川をいう。）に関する技術上の実務に従事した経験を有することを加えること。

2 水道技術管理者の資格基準の見直し（第 45 条関係）

水道技術管理者の資格基準に、次に掲げるものを加えること。

- (1) 技術士第 2 次試験のうち上下水道部門に合格し、1 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有すること。
- (2) 1 級土木施工管理技術検定に合格し、3 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有すること。

3 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行すること。

議案第 20 号 工事の請負契約の変更契約の締結について（ウェルネス柏外装改修工事）

議案第 20 号は，ウェルネス柏外装改修工事に係る請負契約について，次のとおり変更契約を締結しようとするものです。

1 場所

柏市柏下 65 番地 1

2 概要

柏市総合保健医療福祉施設（ウェルネス柏）の外装改修工事に係る建築工事一式

(1) 屋上防水改修工事

(2) 外壁改修工事

(3) サッシ廻りシーリング打ち替え等の工事

3 原契約の契約の方法

総合評価一般競争入札

4 契約金額

(1) 原契約

191,400,000 円

(2) 変更契約後

278,300,000 円

5 契約の相手方

柏市藤ヶ谷新田 93 番地 6

株式会社荒木工務店

代表取締役 荒木 隆 博

議案第 2 1 号 「工事の請負契約の締結について」の一部変更について（柏市
立田中中学校校舎増築等工事（建築工事））

議案第 2 1 号は，市議会令和 5 年第 3 回定例会において議決を経た「工事の
請負契約の締結について」（議案第 7 号）の一部を次のとおり変更しようとする
ものです。

契約金額を次のとおり変更すること。

変更前	変更後
1, 7 9 3, 0 0 0, 0 0 0 円	2, 3 7 1, 6 0 0, 0 0 0 円

議案第 22 号 「工事の請負契約の締結について」の一部変更について（柏市
立田中中学校校舎増築等工事（電気設備工事））

議案第 22 号は，市議会令和 5 年第 3 回定例会において議決を経た「工事の
請負契約の締結について」（議案第 8 号）の一部を次のとおり変更しようとする
ものです。

契約金額を次のとおり変更すること。

変更前	変更後
313,500,000 円	336,297,500 円

議案第 23 号 「工事の請負契約の締結について」の一部変更について（柏市
立田中中学校校舎増築等工事（機械設備工事））

議案第 23 号は，市議会令和 5 年第 3 回定例会において議決を経た「工事の
請負契約の締結について」（議案第 9 号）の一部を次のとおり変更しようとする
ものです。

契約金額を次のとおり変更すること。

変更前	変更後
437,800,000 円	505,580,000 円

議案第 2 4 号 工事の請負契約の締結について（柏市立大津ヶ丘中学校屋内運動場長寿命化改良工事（建築工事））

議案第 2 4 号は、柏市立大津ヶ丘中学校屋内運動場長寿命化改良工事（建築工事）について、次のとおり請負契約を締結しようとするものです。

1 場所

柏市大津ヶ丘一丁目 2 5 番地

2 概要

中学校の屋内運動場の長寿命化改良工事に係る建築工事一式

- (1) 屋上の全面改修工事
- (2) 外壁の塗装改修工事
- (3) 内壁及び床の全面改修工事
- (4) 多目的トイレの設置工事

3 契約の方法

総合評価一般競争入札

4 契約金額

2 6 6 , 2 0 0 , 0 0 0 円

5 契約の相手方

柏市若柴 1 6 2 番地 1

小倉建設株式会社

代表取締役 小 倉 宏 庸

議案第 25 号 包括外部監査契約の締結について

議案第 25 号は、地方自治法第 252 条の 36 第 1 項の規定により、次のとおり包括外部監査契約を締結することについて、議会の議決を経ようとするものです。

1 契約の内容

監査の実施及び監査の結果に関する報告の提出

2 契約の期間の始期

令和 7 年 4 月 1 日

3 監査に要する費用の額

13,200,000 円を上限とする額

4 監査に要する費用の支払方法

監査の結果に関する報告の提出後に支払うこと。ただし、概算払をすることができること。

5 契約の相手方

小 林 義 和

議案第 26 号 財産の取得について（災害用トイレカー）

議案第 26 号は、災害用トイレカーを次のとおり取得しようとするものです。

1 取得する財産

災害用トイレカー 2 台

2 契約の方法

随意契約

3 取得価格

40,040,000 円

4 契約の相手方

東京都港区芝五丁目 36 番 7 号 三田ベルジュビル 19 階

株式会社モリタ 東京支店

支店長 山 北 忠 司

議案第 27 号 財産の取得について（中学校教師用指導書等（その 1））

議案第 27 号は、柏市立小学校及び中学校で使用する教師用指導書を次のとおり取得しようとするものです。

1 取得する財産

- (1) 中学校教師用指導書 300 冊
- (2) 小学校教師用指導書 400 冊

2 契約の方法

随意契約

3 取得価格

27,734,410 円

4 契約の相手方

柏市旭町一丁目 2 番 1 号

東葉警備保障株式会社

代表取締役 福岡直規

議案第 28 号 財産の取得について（中学校教師用指導書等（その 2））

議案第 28 号は、柏市立小学校及び中学校で使用する教師用指導書を次のとおり取得しようとするものです。。

1 取得する財産

- (1) 中学校教師用指導書 331 冊
- (2) 小学校教師用指導書 488 冊

2 契約の方法

随意契約

3 取得価格

30,724,430 円

4 契約の相手方

柏市豊四季台四丁目 1 番 3 号 2 1 号棟 108 号

有限会社ハマジマ書店

代表取締役 濱 島 義 光

議案第 29 号 財産の取得について（こんぶくろ池公園用地）

議案第 29 号は、こんぶくろ池公園用地を次のとおり取得しようとするものです。

- 1 財産の所在
柏市大室字正連寺前 257 番 3 ほか
- 2 取得する財産
土地 9,997 平方メートル
- 3 取得価格
1,234,434,870 円
- 4 契約の相手方
柏市柏五丁目 10 番 1 号
柏市土地開発公社
理事長 染谷 康 則

議案第 30 号 訴えの提起について

議案第 30 号は、介護給付費の不当利得返還金の請求に係る訴えを提起しようとするものです。

主な内容は、次のとおりです。

1 訴えの概要及び理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 29 条第 4 項の規定により相手方が受領した介護給付費について、相手方が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び厚生労働大臣が定める利用者の数の基準、従業者の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乘じる割合（現：厚生労働大臣が定める利用者の数の基準、従業者の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乘じる割合並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに所定単位数に乘じる割合）（以下これらを「関係告示」という。）に基づく算定をせずに本市に請求をしていたことが判明したため、相手方が受領した額と関係告示に基づく算定をした額との差額に係る民法第 703 条に規定する不当利得返還金の支払を求める訴えを提起しようとするもの

2 請求の趣旨

- (1) 相手方は、本市に対し、介護給付費に係る不当利得返還金 37,700,623 円（訴訟の期日までに相手方の支払の状況によって金額が減額となったときは、その減額後の額）及びこれに対する令和 6 年 11 月 1 日から支払済まで年 3 パーセントの割合による金員を支払え。
 - (2) 訴訟費用は、相手方の負担とする。
- との判決及び（１）について仮執行の宣言を求める。

議案第 3 1 号 和解及び損害賠償の額の決定について

議案第 3 1 号は、本市の駐輪場に係る工作物の設置及び撤去に当たり相手方が負担した費用に相当する額の支払等について、相手方と和解し、及び損害賠償の額を定めようとするものです。

内容は、次のとおりです。

1 和解の相手方

柏市末広町 5 番 2 0 号

東葉 L & G ホールディングス株式会社

代表取締役 関 口 真太郎

2 事案の概要

- (1) 本市は、令和 3 年 1 月 5 日付けで、相手方との間で、柏市末広町 3 5 3 番 5 8 及び同番 6 9 の土地並びに照明柱等の工作物（以下「本件工作物」という。）（以下これらを「本件土地等」という。）を同年 2 月 1 日から賃借することを内容とする駐輪場用地賃貸借契約（以下「本件契約」という。）を締結した。本市は、本件土地等を、柏駅西口第一駐輪場及び柏駅西口第七駐輪場の大規模改修工事を行う間の代替の駐輪場の用地とするほか、将来的な駐輪需要の増加への対応等を図るため、長期にわたり賃借することを想定していた。
- (2) 相手方は、本件契約を締結するに当たり、本市の依頼により、本市に代わり、本件工作物の設置を行い、当該設置に要した費用を負担した。本市は、当該設置に要した費用に相当する額の金銭については、これを本件契約に基づく賃借料に含めて支払うことを予定していた。
- (3) その後、柏駅西口の各駐輪場の利用台数が減少し、当初想定した駐輪需要の増加が見込まれず、本件土地等を長期にわたり賃借する必要がなくなったことから、本市は、相手方に対し、本件土地等の賃借を終了したい旨の申入れを行った。これを受けて、本市及び相手方で協議した上、令和 6 年 4 月 1 日付けで、相手方の申入れにより同年 8 月 3 1 日付けで本件契約を解約することができること等を内容とする本件契約に係る変更契約を締結した。なお、本件契約の解約に伴う本件工作物の設置に要した費用に相当する額の金銭の支払に係る取扱いについては、継続して協議することとした。
- (4) 相手方は、本市に対し、令和 6 年 8 月 3 1 日を本件契約の解約日とする

旨の通知を行い、同日、本件契約は解約された。その後、相手方は、本市に代わり、本件工作物の撤去を行い、当該撤去に要した費用を負担した。

(5) 本市が本件契約に基づき支払った令和3年2月1日から令和6年9月30日までの間に係る賃借料のうち金2,765,110円は、本件工作物の設置に要した費用に相当する額の一部に相当するものである。

(6) 本市は、本件契約を、本市の都合により、当初想定した期間の途中で解約することとなった事情を踏まえ、相手方と協議し、3(1)による支払を行うことで、相手方と合意した。

3 和解の内容及び損害賠償の額の決定

(1) 本市は、本件契約に基づき賃借した本件工作物を本市に代わり相手方が設置したことにより相手方が負担した費用金6,160,000円から当該費用に相当する額の一部として本市が相手方に支払った金2,765,110円を控除した金3,394,890円と、相手方が本市に代わり本件工作物を撤去したことにより相手方が負担した費用金2,299,000円に相当する額を合算した金5,693,890円を、損害賠償金として相手方に支払う。

(2) 本件契約に基づき本市が相手方に支払った令和6年4月1日から同年9月30日までの間に係る賃借料のうち、本件契約の解約日である同年8月31日の翌日から同年9月30日までの間に係る賃借料金320,985円の清算は、本市の指定する方法により行うものとする。

(3) 本市及び相手方は、(1)及び(2)に掲げる事項以外には、本件契約に関し、本市と相手方との間には何らの債権債務関係のないことを確認する。

議案第 3 2 号 柏市土地開発公社の解散について

議案第 3 2 号は、公有地の拡大の推進に関する法律第 2 2 条第 1 項の規定により、柏市土地開発公社を解散することについて議会の議決を経ようとするものです。

議案第 3 3 号 市道路線の認定について

議案第 3 4 号 市道路線の廃止について

議案第 3 3 号及び議案第 3 4 号は、次のとおり市道路線を認定し、及び廃止しようとするものです。

- 1 市道路線の認定については、開発行為による帰属等のため、1 6 路線を認定しようとするものです。
- 2 市道路線の廃止については、路線の整理のため、3 路線を廃止しようとするものです。

【参考】

1 認定道路の内訳

開発行為による帰属	1 5 路線
路線の整理	1

2 廃止道路の内訳

路線の整理	3 路線
-------	------

議案第 35 号 専決処分について（令和 6 年度柏市一般会計補正予算について
（第 7 号））

議案第 35 号は、物価高の影響を受ける低所得世帯への支援として住民税非課税世帯を対象とした給付金の支給を行うため、令和 7 年 1 月 10 日に地方自治法第 179 条第 1 項の規定による専決処分を行い、令和 6 年度柏市一般会計予算の総額を約 15 億 9,582 万円増額し、約 1,725 億 5,502 万円に補正したほか、繰越明許費の追加に係る補正をしたので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求めようとするものです。

主な内容は、別冊の令和 6 年度 1 月補正予算の概要のとおりです。

議案第 36 号 令和 6 年度柏市一般会計補正予算について（第 8 号）

議案第 36 号は、令和 6 年度柏市一般会計予算の総額を約 97 億 6,997 万円増額し、約 1,823 億 2,498 万円に補正しようとするほか、継続費の追加、変更及び廃止、繰越明許費の追加及び変更、債務負担行為の追加及び廃止並びに地方債の変更に係る補正をしようとするものです。

主な内容は、別冊の令和 6 年度 2 月補正予算（案）の概要のとおりです。

議案第 37 号 令和 6 年度柏市国民健康保険事業特別会計補正予算について
（第 2 号）

議案第 37 号は、令和 6 年度柏市国民健康保険事業特別会計予算の総額を 14 億円減額し、375 億 2,600 万円に補正しようとするものです。

主な内容は、別冊の令和 6 年度 2 月補正予算（案）の概要のとおりです。

議案第 38 号 令和 6 年度柏市介護老人保健施設事業特別会計補正予算について（第 2 号）

議案第 38 号は、令和 6 年度柏市介護老人保健施設事業特別会計予算の総額を 2 億円減額し、1 億 4 0 0 万円に補正しようとするほか、継続費の廃止及び地方債の廃止に係る補正をしようとするものです。

主な内容は、別冊の令和 6 年度 2 月補正予算（案）の概要のとおりです。

議案第 39 号 令和 6 年度柏市介護保険事業特別会計補正予算について（第 2 号）

議案第 39 号は、令和 6 年度柏市介護保険事業特別会計予算の総額を約 1 億 7, 5 9 4 万円増額し、約 3 2 4 億 4, 9 3 6 万円に補正しようとするものです。

主な内容は、別冊の令和 6 年度 2 月補正予算（案）の概要のとおりです。

議案第 40 号 令和 6 年度柏市柏都市計画事業北柏駅北口土地区画整理事業特別会計補正予算について（第 3 号）

議案第 40 号は、令和 6 年度柏市柏都市計画事業北柏駅北口土地区画整理事業特別会計予算の総額を 4, 0 0 0 万円増額し、1 6 億 5, 3 0 0 万円に補正しようとするほか、継続費の変更、繰越明許費の変更及び地方債の変更に係る補正をしようとするものです。

主な内容は、別冊の令和 6 年度 2 月補正予算（案）の概要のとおりです。

議案第４１号 令和６年度柏市水道事業会計補正予算について（第１号）

議案第４１号は、令和６年度柏市水道事業会計予算の収益的収入の予定額を約４３３万円増額し、約９０億１，０６７万円に補正するほか、継続費の変更及び他会計からの補助金に係る補正をしようとするものです。

主な内容は、別冊の令和６年度２月補正予算（案）の概要のとおりです。

議案第４２号 令和６年度柏市下水道事業会計補正予算について（第３号）

議案第４２号は、令和６年度柏市下水道事業会計予算の収益的収入の予定額を約１億８，７９６万円増額して約１０８億２，５９６万円に、収益的支出の予定額を約４，６４８万円減額して約１０３億２，８５２万円に、資本的収入の予定額を約１，６５３万円減額して約５５億８４８万円に、資本的支出の予定額を約７，７２３万円減額して約７５億６７７万円に補正するほか、他会計からの補助金に係る補正をしようとするものです。

主な内容は、別冊の令和６年度２月補正予算（案）の概要のとおりです。

議案第４３号 令和７年度柏市一般会計予算について

議案第４３号は、令和７年度柏市一般会計予算の総額を１，７９５億３，６００万円（令和６年度１，６５８億７，０００万円。前年度比８．２パーセント増）にしようとするものです。

主な内容は、別冊の令和７年度当初予算案の概要のとおりです。

議案第４４号 令和７年度柏市国民健康保険事業特別会計予算について

議案第４４号は、令和７年度柏市国民健康保険事業特別会計予算の総額を３６７億６，０００万円（令和６年度３８９億２，６００万円。前年度比５．６パーセント減）にしようとするものです。

主な内容は、別冊の令和７年度当初予算案の概要のとおりです。

議案第４５号 令和７年度柏市公設総合地方卸売市場事業特別会計予算について

議案第４５号は、令和７年度柏市公設総合地方卸売市場事業特別会計予算の総額を６億７，６００万円（令和６年度７億１，２００万円。前年度比５．１パーセント減）にしようとするものです。

主な内容は、別冊の令和７年度当初予算案の概要のとおりです。

議案第４６号 令和７年度柏市介護老人保健施設事業特別会計予算について

議案第４６号は、令和７年度柏市介護老人保健施設事業特別会計予算の総額を８，９００万円（令和６年度１億３，９００万円。前年度比３６．０パーセント減）にしようとするものです。

主な内容は、別冊の令和７年度当初予算案の概要のとおりです。

議案第４７号 令和７年度柏市介護保険事業特別会計予算について

議案第４７号は、令和７年度柏市介護保険事業特別会計予算の総額を３３５億２，２００万円（令和６年度３２０億９，９００万円。前年度比４．４パーセント増）にしようとするものです。

主な内容は、別冊の令和７年度当初予算案の概要のとおりです。

議案第４８号 令和７年度柏市柏都市計画事業北柏駅北口土地区画整理事業特別会計予算について

議案第４８号は、令和７年度柏市柏都市計画事業北柏駅北口土地区画整理事業特別会計予算の総額を１７億５，９００万円（令和６年度１６億１，３００万円。前年度比９．１パーセント増）にしようとするものです。

主な内容は、別冊の令和７年度当初予算案の概要のとおりです。

議案第49号 令和7年度柏市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算について

議案第49号は、令和7年度柏市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算の総額を4,000万円（令和6年度4,600万円。前年度比13.0パーセント減）にしようとするものです。

主な内容は、別冊の令和7年度当初予算案の概要のとおりです。

議案第50号 令和7年度柏市後期高齢者医療事業特別会計予算について

議案第50号は、令和7年度柏市後期高齢者医療事業特別会計予算の総額を77億6,100万円（令和6年度74億5,700万円。前年度比4.1パーセント増）にしようとするものです。

主な内容は、別冊の令和7年度当初予算案の概要のとおりです。

議案第51号 令和7年度柏市病院事業会計予算について

議案第51号は、令和7年度柏市病院事業会計予算の総額を約7億6,700万円（令和6年度約5億4,900万円。前年度比39.7パーセント増）にしようとするものです。

収益的収支では、収入と支出をそれぞれ約3億6,000万円の均衡予算としています。

資本的収支では、収入が約3億2,100万円、支出が4億700万円で、差引き約8,600万円の不足額が生じることになります。この不足額は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額並びに過年度分損益勘定留保資金で全額を補填する予定です。

【参考】

収益的収支及び資本的収支の主な内訳

1 収益的収支

(1) 収入（約3億6,000万円）

医業外収益（負担金交付金、他会計補助金等） 約3億6,000万円

(2) 支出（約3億6,000万円）

ア 医業費用（政策的医療交付金、委託料等） 約3億4,800万円

イ 医業外費用（支払利息等） 約900万円

2 資本的収支

(1) 収入（約3億2,100万円）

ア 企業債 3億円

イ 出資金 約2,100万円

(2) 支出（4億700万円）

ア 建設改良費（委託料、工事請負費等） 3億7,000万円

イ 企業債償還金 約3,200万円

議案第52号 令和7年度柏市水道事業会計予算について

議案第52号は、令和7年度柏市水道事業会計予算の総額を135億1,300万円（令和6年度127億2,600万円。前年度比6.2パーセント増）にしようとするものです。

収益的収支では、収入が約90億8,100万円、支出が83億5,000万円で、収入が約7億3,100万円上回ることになります。

資本的収支では、収入が9億5,400万円、支出が51億6,300万円で、差引き42億900万円の不足額が生じることになります。この不足額は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金並びに繰越利益剰余金処分で全額を補填する予定です。

【参考】

収益的収支及び資本的収支の主な内訳

1 収益的収支

(1) 収入（約90億8,100万円）

ア 営業収益（給水収益等） 約76億2,100万円

イ 営業外収益（長期前受金戻入等） 約14億6,000万円

(2) 支出（83億5,000万円）

ア 営業費用（受水費、減価償却費等） 約81億7,700万円

イ 営業外費用（支払利息等） 約8,900万円

ウ 特別損失（過年度損益修正損） 約500万円

2 資本的収支

(1) 収入（9億5,400万円）

ア 工事寄附負担金 約3億4,500万円

イ 給水申込納付金 約5億7,000万円

ウ 他会計負担金 約3,800万円

エ 補助金等 約100万円

(2) 支出（51億6,300万円）

ア 建設改良費（配水管布設工事、配水管改良工事、水源地設備更新工事等） 約46億8,700万円

イ 企業債償還金 約3億2,500万円

ウ その他資本的支出 約1億100万円

議案第53号 令和7年度柏市下水道事業会計予算について

議案第53号は、令和7年度柏市下水道事業会計予算の総額を171億3,000万円（令和6年度179億2,900万円。前年度比4.5パーセント減）にしようとするものです。

収益的収支では、収入が107億8,300万円、支出が105億3,400万円で、収入が2億4,900万円上回ることになります。

資本的収支では、収入が46億9,300万円、支出が65億9,600万円で、差引き19億300万円の不足額が生じることになります。この不足額は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金並びに繰越利益剰余金処分額で全額を補填する予定です。

【参考】

収益的収支及び資本的収支の主な内訳

1 収益的収支

(1) 収入（107億8,300万円）

- ア 営業収益（下水道使用料等） 約76億200万円
- イ 営業外収益（他会計補助金、長期前受金戻入等） 約31億7,900万円
- ウ 特別利益（過年度損益修正益） 約200万円

(2) 支出（105億3,400万円）

- ア 営業費用（管渠^{きょ}費、減価償却費等） 約100億500万円
- イ 営業外費用（支払利息等） 約4億4,400万円
- ウ 特別損失（過年度損益修正損） 約400万円

2 資本的収支

(1) 収入（46億9,300万円）

- ア 企業債 約31億5,400万円
- イ 他会計出資金 約7億3,100万円
- ウ 補助金 約5億2,000万円
- エ 負担金 約2億8,800万円
- オ 長期貸付金償還金 約40万円

(2) 支出（65億9,600万円）

- ア 建設改良費（公共下水道管渠^{きょ}建設費、枺^{ます}設置費等） 約35億7,700万円
- イ 固定資産購入費（流域下水道建設費負担金） 約5億3,700万円
- ウ 企業債償還金 約24億3,000万円
- エ 長期貸付金 約200万円

議案第54号 柏市地域型保育事業設備運営基準条例及び柏市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業運営基準条例の一部を改正する条例の制定について

議案第54号は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準等の改正に伴い、地域型保育事業等における保育内容支援の実施に係る連携施設の確保の特例を定めるとともに、地域型保育事業等における連携施設の確保に係る特例期間の延長等を行うため、柏市地域型保育事業設備運営基準条例及び柏市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業運営基準条例の一部を改正しようとするものです。

主な内容は、次のとおりです。

- 1 柏市地域型保育事業設備運営基準条例の一部改正（改正条例第1条関係）
 - (1) 市長は、地域型保育事業者による保育の内容に関する支援（以下「保育内容支援」という。）の実施に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）の確保が著しく困難であると認める場合であって、保育内容支援連携協力者（小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（以下「小規模保育事業A型事業者等」という。））であって保育内容支援の実施に係る連携協力を行うものをいう。）を適切に確保する等の要件の全てを満たすと認めるときは、当該地域型保育事業者について、保育内容支援の実施に係る連携施設を確保しなければならないとする規定を適用しないことができること（第7条第2項及び第3項関係）。
 - (2) 市長は、地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、市長が地域型保育事業者による代替保育連携協力者（小規模保育事業A型事業者等であって代替保育の提供に係る連携協力を行うものをいう。）の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であるときは、当該地域型保育事業者について、代替保育の提供に係る連携施設を確保しなければならないとする規定を適用しないことができること（第7条第4項第2号関係）。
 - (3) 特例保育所型事業所内保育事業者以外の地域型保育事業者による連携施設の確保に係る特例措置を5年間延長すること（附則第3条関係）。
- 2 柏市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業運営基準条例の一部改正

(改正条例第 2 条関係)

特定地域型保育事業者について， 1 の地域型保育事業者と同様の改正を行うこと（第 4 2 条第 2 項， 第 3 項及び第 4 項第 2 号並びに附則第 5 条関係）。

3 この条例は，令和 7 年 4 月 1 日から施行すること。

議案第 5 5 号 財産の取得について（柏市立柏第三小学校給食用備品）

議案第 5 5 号は、給食用備品を次のとおり取得しようとするものです。

1 取得する財産

次に掲げる給食用備品

- (1) 1 槽シンク 7 台
- (2) 2 槽シンク 1 台
- (3) 3 槽シンク 5 台
- (4) 移動シンク 10 台
- (5) 移動台 30 台
- (6) 作業台 13 台
- (7) スタッキングカート 17 台
- (8) 置型デジタル台はかり 3 台
- (9) 卓上デジタルはかり 2 台
- (10) 球根皮むき機 1 台
- (11) L 型運搬車 8 台
- (12) カッターミキサー 1 台
- (13) フードスライサー 1 台
- (14) オーブン 2 台
- (15) システム調理台 1 台
- (16) 立体炊飯器 4 台
- (17) 計量・充填機付洗米機 4 台
- (18) 連続フライヤー 1 台
- (19) タンク付油ろ過機 1 台
- (20) 回転釜 7 台
- (21) 和え物釜 2 台
- (22) 真空冷却機 2 台
- (23) 冷蔵庫 12 台
- (24) 冷凍庫 3 台
- (25) 牛乳保冷库 2 台
- (26) 洗浄機 2 台
- (27) 包丁・まな板殺菌庫 4 台
- (28) 熱風消毒保管庫 18 台

- (29) キャビネット 5 台
- (30) シェルフ 6 台
- (31) 戸棚 1 台
- (32) パン棚 3 台
- (33) 缶切機 2 台
- (34) クラス用ワゴン 4 2 台
- (35) オートサンテーション 3 台

2 契約の方法

制限付一般競争入札

3 取得価格

1 9 8 , 0 0 0 , 0 0 0 円

4 契約の相手方

千葉県若葉区西都賀二丁目 7 番 5 号

株式会社関東三貴

代表取締役 石 井 勝 之

